

税の軽減措置が受けられます

3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた場合、次のような税制上の措置を受けられます。詳しくは、最寄りの税務署や税務課にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページをご覧ください。

税務署からのお知らせ

申告・納付等の期限延長

平成23年3月11日以降に到来する全ての国税の申告・納付などの期限が延長されています。(平成23年5月現在の状況です)

所得税の軽減・免除

所得税法に定める雑損控除や、災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法で平成22年分所得税の軽減や免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより税金の還付を受けられます。

源泉所得税の徴収猶予・還付

所得税の軽減や免除が受けられる方は、給与・公的年金・報

酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

住宅借入金等特別控除の特例

住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期間は引き続き適用を受けることができます。

財産形成住宅(年金)の利子等を非課税

大震災で被害を受けたことにより、払い出しを受ける方は、その払い出しに係る利子などは課税されません。

納税の猶予

財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。

予定納税額の減額

平成23年分の所得税の見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は、予定納税額を減額することができます。

このほか自動車や軽自動車となった場合の自動車重量税の特例還付や、買換車両に係る自動車重量税の免除が受けられます。

また被災された方が作成する「消費貸借契約書(金銭借用書)」「不動産譲渡契約書」「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

問い合わせ先

一関税務署 ☎ 23 4 2 0 5

町・県民税のお知らせ

申告・納付等の期限延長

平成23年3月11日以降に到来する地方税の申告・納付などの期限については一部の税目で延長されています。

減免措置

被害に遭われた方の状況に応じて、お住まいの都道府県・市町村の条例の定めるところにより税の減免を受けることができます。

自動車取得税等の非課税措置(県税)

減失・損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車取得税と平成25年度分までの自動車税が非課税となります。

不動産取得税の軽減措置(県税)

減失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。

個人住民税の軽減措置(町税)

住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより個人住民税の軽減を受けることができます。

固定資産税の軽減措置(町税)

減失・損壊した住宅の敷地についても、引き続き住宅用地として固定資産税の軽減措置を受けることができます。

また減失・損壊した家屋の買い換えなどをされた方も軽減措置を受けることができます。

軽自動車税の非課税措置(町税)

減失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

なお震災により減失・損壊した自動車には、自動車税・軽自動車税は課されません。

また津波で甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成23年度分の固定資産税は課されません。

問い合わせ先

一関県税センター ☎ 26 1 4 2 0
役場税務課 ☎ 46 5 5 6 3

被災地支援ボランティアを募集します

平泉町災害ボランティアセンターでは、日帰りで被災地にボランティアを派遣するボランティアバスを運行します。
日 程…6月8日(水) 17日(金) 22日(水) 29日(水)
(出発8:00、帰町17:00ごろ)
※事前に申し込みが必要です。
集合場所…福祉活動センター(アピュイ)前
支援内容…陸前高田市でのがれきの撤去
服 装…長袖、長ズボン、帽子、軍手、マスク
募集人数…各日とも20人(定員になり次第締め切ります)
そ の 他…昼食、飲料水などは各自で準備してください。
▷事前に町社会福祉協議会でボランティア保険に加入していただきます。(本人負担なし)
申し込み・問い合わせ先…町社会福祉協議会福祉活動センター
☎46-5658

6月1日~7日は第53回 水道週間

—スローガン—
蛇口からあふれるぼくらの夢・未来



水は私たちの暮らしと命を守るために無くてはならないものです。また水は限りある資源です。無駄にしないよう大切にしましょう。
水道週間の一環として児童書道展を開催し、町内小学校と舞川小学校の児童(3年生と6年生)の作品を役場に展示しますのでぜひご覧ください。
日程…6月28日(火)~4日(月)
会場…役場1階町民ホール
問い合わせ先
建設水道課 ☎ 46 5 5 6 9

「男女共同参画センター相談室」のお知らせ

男女共同参画センターでは、自分自身の生き方・家族関係・DV(配偶者など家族から受ける家庭内暴力)などの悩みや不安について、相談員があなたと一緒に考えます。
また毎月第3木曜日、女性弁護士が無料で面接相談に応じます。
問い合わせ先…男女共同参画センター ☎019-606-1762

男女共同参画を進める団体に補助金を交付

町では、地域において自らが事業を企画、実施する町内の民間団体やグループなどが、男女共同参画社会の形成のための啓発活動などの事業を行う場合の経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。
23年度中に、男女共同参画社会の形成を目的に事業を企画、実施する予定で、交付を希望する団体やグループなどは、所定の補助金交付申請書により申請してください。
※申請方法など詳細についてはお問い合わせください。
申請・問い合わせ先…総務企画課 ☎46-5578

6月23日から29日は男女共同参画週間です

公用車(町長車)を「せり売り」で公売します

公売物件…町長車 トヨタクラウン(平成12年式) 1台
最低売り払い価格…50,000円(税別、リサイクル料を含む)
せり売りの日時…6月17日(金) 10:00~
せり売りの場所…役場201会議室
売却物件の公開…6月2日(木)~16日(木)
9:00~16:00

せり売りの参加資格

事前に参加申し込みが必要です。詳細については町ホームページをご覧ください。
問い合わせ先…総務企画課 ☎46-5578



公売される町長車